

まん延防止等重点措置の期間の延長について

新

重点措置を実施すべき期間を、以下のとおり延長

◆ 重点措置の実施期間

令和3年4月20日（火）から

令和3年5月31日（月）まで

◆ 措置区域 県内15市町（継続）

◆ 措置区域以外 措置区域を除く埼玉県全域（継続）

県民の皆様へのお願い

(特措法第31条の6第2項、第24条第9項)

◆日中も含めた**不要不急の外出自粛、移動の自粛**

(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、
通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

◆営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない

(要請時間) 措置区域：午後8時まで 措置区域以外：午後9時まで

◆県境をまたぐ**移動自粛、特に、緊急事態措置区域との往来を強く控える**

◆路上・公園等における**飲酒など感染リスクが高い行動の自粛**

営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項)

【措置区域】15市町について

要請期間	令和3年5月12日（水）から 午前0時 令和3年5月31日（月）まで 午後12時
対象業種	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等（飲食店営業許可を受けている店舗） ※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）
営業時間	午前5時から午後8時まで
酒類提供時間	終日、提供を自粛 ※対象の飲食店等においては、飲酒の機会を設けない

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

【措置区域以外】15市町を除く埼玉県全域について

要請期間	令和3年5月12日（水）から 午前0時 令和3年5月31日（月）まで 午後12時
対象業種	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等（飲食店営業許可を受けている店舗） ※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）
営業時間	午前5時から午後9時まで
酒類提供時間	終日、提供を自粛 ※対象の飲食店等においては、飲酒の機会を設けない ※ただし、一人、又は同居家族のみのグループに限り 午前11時から午後8時までは提供可

劇場、遊興施設、商業施設等への取組要請

新

(特措法第24条第9項等)

(1) 劇場、映画館、集会場、運動施設等について

	措置区域	措置区域以外
営業時間	午後8時まで ※イベント開催時は <u>午後9時まで</u>	午後9時まで
酒類提供	終日、自粛 ※対象の施設においては、飲酒の機会を設けない	
人数制限 収容率等	イベント等の開催制限と同じ	

劇場、遊興施設、商業施設等への取組要請

(特措法第24条第9項等)

(2) 商業施設、遊興施設、サービス業を営む店舗等について

	措置区域	措置区域以外
営業時間	午後8時まで	午後9時まで
酒類提供	終日、自粛 ※対象の施設においては、飲酒の機会を設けない	
その他	新 床面積1,000m²超の商業施設においては、 入場整理を徹底 ※繁忙期の1/2程度の人数を目安	

※ 商業施設：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など

※ 食品、医薬品等、生活に欠くことができない物品の売場を除く

クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請

(特措法第24条第9項)

- ◆業務上、密になりやすい、又は多くの人が出入りし接触するような作業所や事務所、寮などでは改めて感染防止対策を徹底
- ◆集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員等として雇用している場合は特に留意
- ◆業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守

イベント等の開催制限について

(特措法第24条第9項等)

◆人数上限と収容率は国が示す目安を上限

人 数 上 限	収 容 率
5, 000人以下	大声での歓声、声援が 無：100%以内 有：50%以内
人数上限と収容率の人数のいずれか <u>小さいほう</u> が上限 ※チケット既存販売分を除く	

◆営業時間を午後9時まで短縮していただくようお願いする。

酒類の提供は終日自粛 ※対象のイベントでは、飲酒の機会を設けない

県主催イベント等の取扱いについて

◆県主催イベント・行事については、原則として**中止**又は**延期**

◆県営公園については、**飲食自粛**（単一家族・水分補給除く）を**要請**し、

新

◆屋内県有施設については、**以下を条件**として開館

- ・営業時間の短縮及び人数上限等の**要請を遵守**
- ・以下の**感染防止対策**を講じ、**主催者に徹底**させる

駐車場を閉鎖する

以下の行為を伴う利用は**禁止**

- ・飲食、飲酒（持込含む）、宿泊施設・シャワー等の使用
- ・大声を出すなど感染リスクの高まる行為
- ・身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
- ・その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

以下の対策を**徹底**

- ・来場者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・設備の消毒、スタッフの体調管理
- ・入場制限、来場者動線や社会的距離の確保
- ・接触確認アプリの導入
- ・その他、業種ごとのガイドライン及び「彩の国新しい生活様式安心宣言」の厳守

まん延防止等重点措置 延長に伴う教育関係の対応

1. 概要

◆ 期 間 5月12日(水)から 5月31日(月)まで

◆ 対 象 県立学校

2. 対応

継続する取組

①	感染予防の徹底	<ul style="list-style-type: none">・健康観察の更なる徹底(体調不良の際は登校させない)・手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用・授業等は十分な感染症対策の下で実施・食事中の会話禁止(会話は食事後にマスク付けてから)
②	登下校時の3密の回避	電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げの実施
③	修学旅行等の泊を伴う校外行事	修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断
④	児童生徒の心のケア	<ul style="list-style-type: none">・教職員に対し、改めて適切な対応を指導・相談窓口の周知徹底
⑤	家庭へのお願い	規則正しい生活習慣の徹底、不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅、会食等の自粛など

～市町村教育委員会への要請～

- ① 感染予防の徹底
- ③ 修学旅行等の泊を伴う校外行事の適切な対応
- ④ 児童生徒の心のケア
- ⑤ 家庭へのお願い

取組の強化

“部活動の限定的実施”

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
平日 週2日以内	90分 程度	禁止	禁止

- **休日の活動禁止** 新
- **更衣場面・下校時等部活動以外における感染防止の行動を徹底**
- 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接觸を伴う等）は行わない

※对外運動競技大会・コンクール等に出場する場合は、怪我・事故防止の観点から、県の部活動方針に基づく活動を大会等14日前から認める。

【活動例】

- 個別に行う最小限の活動
 - ・基礎トレーニング
 - ・シュート練習
 - ・フォーム練習など
- 楽器や楽譜、プリント類の共有をしない活動